

今月の相談

お気軽にご相談ください

生活相談

生活の中での悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。(当日の電話相談も受け付けます。)

相談日	4日 (水)	11日 (水)	18日 (水)	25日 (水)
-----	-----------	------------	------------	------------

◆時 間 午前9時～正午

◆場 所 平林会館1階料理講習室

◆問い合わせ先

社会福祉協議会 ☎345-6631



宮城県司法書士会による出張相談会 (無料)

◆相談日 11日(水)

◆時 間 午後1時～4時

◆場 所 平林会館1階料理講習室

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

消費生活相談

相談は予約不要で、電話での相談もできます。

相談日	4日 (水)	11日 (水)	18日 (水)	25日 (水)
-----	-----------	------------	------------	------------

◆時 間 午前9時～午後4時

◆場 所 平林会館2階第3研修室

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

12月4日から10日は「人権週間」です

国際連合は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう呼びかけています。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、昭和24年から毎年12月10日の人権デーを最終日とする1週間を人権週間と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

期間中、特設人権相談所を開設し、人権擁護委員が相談に応じます。

相談は無料で秘密は守ります。人権に関する問題でお困りの方は、どうぞご利用ください。

特設人権相談所

◆日 時 12月4日(水)

午前9時～正午/午後1時～3時

◆場 所 平林会館1階料理講習室

◆相談例 差別を受けた、暴行、虐待を受けた、セクハラ・パワハラを受けた、いじめ・体罰を受けた、名誉毀損・プライバシー侵害(インターネットを含む)を受けたなど

◆問い合わせ先 仙台法務局人権擁護部

☎225-5739



消防出初式

令和の新春を迎え、消防団員が一堂に会し、無災害と消防活動の完遂を祈念する出初式を次のとおり挙行します。

◆日時 令和2年1月5日(日)

午前9時30分

※交通安全祈願祭終了後

◆場所 平林会館3階大集会室

◆主催 大衡村

お知らせ

交通安全祈願祭

新しい年の交通事故ゼロを願い、村民挙げての祈願祭が次により執り行われますので、皆さんぜひご参加ください。

◆日時 令和2年1月5日(日)

午前8時30分

◆場所 平林会館3階大集会室

◆主催 黒川地区交通安全協会 大衡支部

結婚相談所を開設します

出会いの機会がない。異性との交流であと一歩が踏み出せない。そんなあなたを専門のアドバイザーがサポートしますので、お気軽にご利用ください。(登録・利用は無料です。)

◆相談日 12月8日(日)・9日(月)

午前9時～午後4時

◆場 所 大郷町中央公民館2階 談話室

(大郷町柏川字西長崎5-18)

◆対象者

黒川地区内に住所がある方、又は勤務している方とご家族

◆問い合わせ先

黒川地区後継者対策推進協議会(事務局 大郷町まちづくり政策課) ☎359-15537

万葉割増商品券の使用期限について

くろかわ商工会発行の「万葉割増商品券」の使用期限は、12月31日(火)です。

期限を過ぎた商品券は使用できませんので、早めにご利用ください。

◆問い合わせ先

くろかわ商工会大衡事務所 ☎345-15173

普通救命講習会受講者募集

◆日時 令和2年1月22日(水)

午後6時30分～9時30分

◆場 所 黒川消防署西庁舎 2階会議室

◆講習内容 AEDを用いた普通救命講習ガイドライン2015に基づく内容で指導(修了証有り)

◆募集人数 10名以内(先着順)

※応募多数の場合は次回以降にお願いすることがあります。また、応募少数の場合は開催を中止することがあります。

◆申込期限 令和2年1月15日(水) 午後5時

◆申し込み先

黒川消防本部警防課 救急係 ☎345-16888

人事

保護司

11月20日付けで、瀬戸洋一さん(駒場)が法務大臣から保護司に委嘱されました。

保護司は、罪を犯した方の更生を助けるとともに、犯罪予防の啓発や地域社会浄化活動に努めるなど重要な仕事を担います。



▲瀬戸洋一さん

消費生活相談窓口から * 転ばぬ先の消費者知識 *

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

☆光回線の勧誘トラブル

NTT東日本では2024年1月に固定電話のIP網への移行に伴い、電話会社内の設備の切り替えを予定しています。

この切り替えにより

- ・利用者が自宅の回線工事を行う必要はありません。
- ・現在使用している固定電話機はそのまま使用することができます。
- ・切り替えに伴う手続きも不要です。

切り替えに便乗した悪質な業者の勧誘には十分注意してください。

事例

1. アナログ回線が廃止されるので、光回線に切り替える工事が必要だと言われた。
2. 今までの電話機が使えなくなると言われた。
3. 光回線の変更だけだと思ったら電力会社も変更になっていた。
4. 聞いていた説明と違うので解約を申し出たら、高額な解約金を請求された。

勧誘されてもすぐに契約しないで、よく確認し十分検討しましょう。契約内容で不明な点は、納得できるまで説明を受けましょう。断る場合ははっきりと!! 曖昧な返事はしないようにしましょう。一定期間中は解約可能な場合もあります。困ったときは、消費生活相談窓口にご相談してください。



納税のお知らせ 納期限(口座振替日)12月27日(金)

税目等	納期月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
村県民税				1期		2期		3期		4期			
固定資産税			1期		2期		3期		4期				
軽自動車税			全期										
国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期			
介護保険料	1期		2期		3期		4期		5期	6期			
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	

納期限までに忘れずに納めましょう。口座振替の方は前日までに残高をご確認願います。納期限までに納付されない場合、督促手数料や延滞金が加算されます。

なお、病気やその他の事情により、納期限までに納付が困難な方の納付相談を随時受け付けています。

◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513